

<報道発表資料>

令和 8 年 1 0 月 6 日
京都市産業観光局農林振興室

「農林業雇用・就労支援事業（農業版）」の募集開始（2次）

～トヨタ生産方式で現場をカイゼン～

京都市の農業は、消費地に隣接する特徴を生かして、新鮮な農作物を届けられるなど、市民の暮らしを支える重要な役割を担っています。こうした京都市の農業を維持していくためには、新たな担い手の確保・育成が重要です。

本事業では、農業分野への新たな担い手の参入促進、安定した雇用体制の構築等を図ることを目的に、「安心して働ける環境・職場をつくりたい」「新たな労働者を雇いたい」と考えている農業者を対象として、「職場環境改善」「法人化」「雇用募集・雇用実践」に係る取組を支援します（事業内容は1次募集と同様です）。

【事業の概要】

●支援対象者（1～3のいずれにも該当する農業者）

1. 認定農業者※¹又は認定新規就農者※²

※1 京都市内に営農地があって、京都市長、京都府知事、近畿農政局長、農林水産大臣のいずれかから農業経営改善計画の認定を受けている方

※2 経営開始資金又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付期間中であるため、農業経営改善計画の認定を受けられない方を含みます。

2. 各支援事業で指定された農業経営人材育成研修プログラムの科目を受講修了している方

3. 各支援事業で定めた要件を全て満たす方

●支援事業

1. 職場環境改善事業

職場環境改善（トヨタ生産方式）の専門家を農業現場に派遣し、アドバイスを受けながら働きやすい職場づくりを進めていただきます。

○派遣回数：5回以内

2. 法人化に関する補助事業

個人農家が法人化する際にかかる経費（定款認証費用、代表取締役印の作成費用、司法書士への報酬等）を補助します。

○補助上限額：10万円（千円未満切捨て）

3. 雇用募集に関する補助事業

求人活動にかかる経費（求人誌や求人サイトへの掲載費、合同企業説明会への出展費等）を補助します。

○補助上限額：6万円（千円未満切捨て）

4. 雇用実践に関する補助事業

試験雇用（3か月超12か月以下の有期雇用）した場合の経費を補助します。

○定額補助

- ・雇用時間が週35時間以上（障害者雇用の場合は週20時間以上）の場合
1人あたり4万円/月
- ・雇用時間が週20時間以上35時間未満の場合
1人あたり2万円/月

※ 採用から4か月目～令和9年3月末を補助対象の期間とし、1か月未満の期間は切捨て

○補助の対象とする新規雇用者の数：2人まで

【募集期間】

令和8年10月7日（水）午前9時～令和8年10月26日（月）午後5時

【応募方法】

応募書類に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、電子メール、又はFAXにより御提出ください。（※令和8年10月26日（月）午後5時必着）

【申請先・問合せ先】

●北部農業振興センター

〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町33-1 北区役所2階

Tel 075-366-2010 Fax 075-366-2453

Mail hokubunogyo@city.kyoto.lg.jp

担当区域 北区、上京区、左京区(花脊、広河原、久多地域除く)、中京区、右京区（京北地域除く）

●南部農業振興センター

〒612-8511 京都市伏見区鷹匠町39-2 伏見区役所3階

Tel 075-585-3202 Fax 075-574-7213

Mail nanbunogyo@city.kyoto.lg.jp

担当区域 東山区、山科区、下京区、南区、伏見区

●南部農業振興センター洛西分室

〒610-1198 京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2 洛西支所2階

Tel 075-323-7321 Fax 075-323-7350

Mail nanbunogyo@city.kyoto.lg.jp

担当区域 西京区

●京北・左京山間部農林業振興センター

〒601-0292 京都市右京区京北周山町上寺田1-1 京北合同庁舎内

Tel 075-852-1817 Fax 075-852-1827

Mail keihokunourin@city.kyoto.lg.jp

担当区域 右京区京北地域、左京区花脊・広河原・久多地域

【報道機関からの問合せ先】

●京都市産業観光局農林振興室

Tel 075-222-3351

【留意事項】

・補助金交付決定は、交付申請から30日以内を目安に行いますが、諸般の事情により30日を超えることがあります。

・本補助金と、国、地方公共団体等の他の補助金等を併給することは可能ですが、併給しようとする補助金等が併給可能か御確認ください。また、併給する場合は適切に報告を行ってください。

・専門家からのアドバイスで得られた知見につきましては、貴事業体内のみで共有するものとし、広く公表しないよう、御留意ください。

・研修中撮影する写真等につきましては、専門家及び京都市が今後の普及啓発に用いることもありますので、あらかじめ御了承ください（※写真撮影が難しい場合、事前にお申し出ください）。

・研修中や専門家による指導中の撮影写真や動画、職場環境改善の状況等につきましては、SNS等への掲載を控えていただき、使用される際は京都市に事前連絡いただきますようお願いいたします。